

議案第26号

市道の管理のかしに基づく損害賠償額の決定について

上記の議案を提出する。

令和6年2月19日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

本件は、市道の管理のかしに基づく損害賠償の額を決定する必要があるため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものである。

市道の管理のかしに基づく損害賠償額の決定について

市道の管理のかしに基づく損害賠償の額を次のように決定する。

1 損害賠償の相手方及び損害賠償額

損 害 賠 償 の 相 手 方	損 害 賠 償 額
████████████████████ ██████████	359,253円

2 事件の概要

令和4年5月1日午後2時頃、相手方██████氏が、市内城南区神松寺二丁目1番10号付近の市道を原動機付自転車で走行中、当該市道の路面が破損していたため、当該箇所にて車輪が落ち込み、同人が転倒して負傷し、損害が生じたものである。